

9 再生可能エネルギーの導入促進について

《提案・要望の内容》

- 第177回通常国会で成立した「再生可能エネルギー電気特別措置法」の買取価格（調達価格）・買取期間（調達期間）について、導入のインセンティブが働くような内容にするとともに、早急に告示すること。また、固定価格買取制度が円滑に実施されるための財政支援制度を創設すること。

※買取価格（調達価格）については、各地域の日射量、風況、地熱エネルギー等の状況を踏まえて、再生可能エネルギーごとに標準的な条件により決定するとともに、その標準的な条件より劣る地域については、イニシャルコストを低減するような財政支援が必要。
※再生可能エネルギー設備の初期投資資金を低利融資する財政支援が必要。
※系統連系に要する費用負担を軽減するための財政支援が必要。

- メガソーラー発電施設や大規模風力発電施設等と一般電気事業者の送配電線との系統連携がスムーズに実施できるように一般電気事業者を指導するとともに、買取価格は事業着手時の価格を適用すること。

※再生可能エネルギー電気の早期導入のためには、系統連系に要する期間を短縮することが必要。
※大規模施設の場合には、系統連系に要する期間も含めて相当の期間を要する場合があるため、買取価格の適用について配慮することが必要。

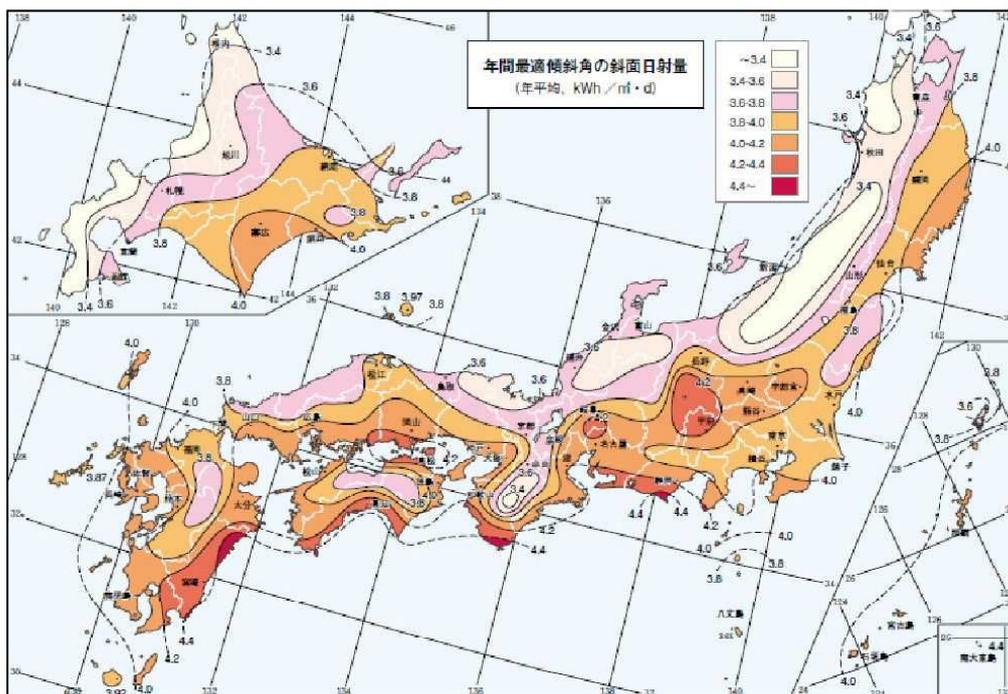
- 太陽光、風力、小水力などの再生可能エネルギーの普及拡大を図るために、県が独自に行う施策に対する財政支援制度を創設すること。

※概算要求中の「再生可能エネルギー等導入推進基金事業（グリーンニューディール基金）」の対象事業については、限定することなく再生可能エネルギーの導入に係る施策とすることが必要。

<参考>

年間最適傾斜角の斜面日射量

(出典：太陽光発電フィールドテスト事業に関するガイドライン（設計施工・システム編）
（独立行政法人 新エネルギー・産業技術総合開発機構）)



10 環太平洋経済連携協定（TPP）交渉参加検討について

《提案・要望の内容》

- 政府は、各分野の交渉内容や農林水産業等への具体的対策を語らないまま、TPP交渉参加に向けて関係国との協議に入ることを決定されたが、未だ国民的議論は不十分である。TPP問題は第三の開国といわれる国のあり様に関わる重要課題であり、交渉参加国との事前協議によって明らかになった情報の開示や悪影響を克服する具体策の提案を速やかに行い、そのTPP交渉参加に向けた判断に国民が参加できるよう対応すること。
- 特に、甚大な悪影響を受けることが想定される国内農業の再生・競争力強化・支援対策について財源を含めて明確に提示し、その上で、国民合意が得られるまで時間をかけて慎重に議論するなど、国益に適った結論が得られるよう慎重に対応すること。

※野田首相は、2011年11月11日、「TPP交渉参加に向けて、関係国との協議に入ること」、「協議にあたっては、各国が我が国に求めるものについて更なる情報収集に努め、十分な国民的議論を経た上で、あくまで国益の視点に立って、TPPについての結論を得ていくこととしたい。」と表明。

※政府は、2011年12月13日に開催したTPP参加問題に関する関係閣僚会合（議長：古川国家戦略担当大臣）において、TPP協定交渉参加に向けた関係国との協議に関する体制を決定。各省庁横断3チームを設置し、「国別協議」、「国内連絡・調整」、「国内広報・情報提供」に取り組むこととされた。

<参考>

「野田首相 記者会見での発言」(平成23年11月11日)

- 12日から参加するアジア太平洋経済協力会議（APEC）首脳会議でTPP交渉参加に向けて、関係国との協議に入ることとした。（略）我が国の現在の豊かさを次世代に引き継ぎ、活力ある社会を発展させるためには、アジア太平洋地域の成長力を取り入れないといけない。情報収集に努め、十分な国民的議論を経たうえで、国益の視点に立ってTPPについての結論を得ていきたい。

「野田首相 参議院予算委員会での発言」(平成23年11月16日)

- （TPPの交渉対象は）幅広い分野にかかわる。前例にとらわれることなく、外交交渉や情報提供をやっていくための強力な体制を整備していきたい。

11 国民健康保険の医療費窓口負担の国補てん基準の見直しについて

《提案・要望の内容》

- 国民健康保険法第44条に基づく医療費の一部負担金（患者窓口負担）の減免を行った場合に行われる国特別調整交付金での補てんについて、「一部でも国基準と外れた制度である場合はすべて補てん対象外」との取り扱いを変更し、国基準に該当する部分は補てんの対象とすること。

〔※国の基準にない基準、たとえば「保険料を滞納していないこと」といった条件を付した場合、減免対象者が基準以上であっても一切補てんの対象とならない扱いとされている。：減免実施12市町村中5市町が保険料の滞納がないことを減免の条件としている。〕

<参考>

- 一部負担金減免の実施に係る減免額の特別調整交付金による補填に関するQ&A

(平成23年2月22日付厚生労働省事務連絡)

Q 国基準よりも狭い範囲となる減免基準を定めた場合、特別調整交付金による補填が一切行われないということか。

A お見込みのとおり。

Q 国基準よりも広い範囲となる減免基準を定めた場合、国基準に該当する世帯に対して実施される減免だけが調整交付金による補填の対象となるのか。

A お見込みのとおり。

【イメージ図】網掛け部分に該当する世帯が、特別調整交付金による補填の対象となるもの。



※現在 a . b の部分は全て減免対象外（本県加筆）

Q 保険者が保険料（税）の完納を一部負担金の減免基準に含めた場合は、国基準よりも狭い減免基準を設けたことになるか。

A 一部負担金減免の適否の判断は、減免申請があった時点での世帯の生活困難の状況により行われるものであって、申請以前の当該世帯への被保険者証の交付状況や保険料（税）の滞納の事実のみをもって一律に一部負担金減免の適否の判断基準とする規定を設けることは、国基準より狭い減免基準を設けたものと考える。

○国民健康保険法

第44条 保険者は、特別の理由がある被保険者で、保険医療機関等に第42条又は前条の規定による一部負担金を支払うことが困難であると認められるものに対し、次の各号の措置を採ることができる。

- 一 一部負担金を減額すること。
- 二 一部負担金の支払を免除すること。
- 三 保険医療機関等に対する支払に代えて、一部負担金を直接に徴収することとし、その徴収を猶予すること

○国の定める一部負担金減目基準（昭和34年3月30日厚生省保険局長通知）

- ・災害により死亡し、障がい者となり、又は資産に重大な損害を受けたとき。
- ・干ばつ、冷害等による農作物の不作、不漁などにより収入が減少したとき。
- ・事業又は業務の休廃止、失業等により収入が著しく減少したとき。

12 脳脊髄液減少症治療の医療保険への早期適用等について

《提案・要望の内容》

○ブラッドパッチ治療の先進医療への早期認定について

脳脊髄液減少症に対する診断基準については、平成23年10月に厚生労働省研究班が公表したところであるが、脳脊髄液減少症の治療に有効なブラッドパッチ治療については、現在、医療保険の適用や医療保険との混合診療が認められていない。

患者の経済的負担軽減の観点から、同治療法を先進医療技術として早期に認定すること。

※ブラッドパッチ治療が先進医療として認められれば、混合診療が可能となり、患者の経済的負担の軽減が期待される。さらに医療保険が適用されれば大幅な負担軽減となる。診療報酬は2年に1度改定されるが、当該治療法については、次回（平成24年4月）の改定に係る審議に間に合わないことされており、少なくとも平成26年3月までは診療報酬（医療保険適用）に収載されない。そのため、まずは混合診療可能な先進医療の認定が急がれる。

○ブラッドパッチ治療の医療保険への早期適用等について

ブラッドパッチ治療を医療保険として早期に適用すること。あわせて脳脊髄液減少症に関する正しい情報を関係機関に周知すること。

※脳脊髄液減少症は、交通事故などが原因で発症するケースが多いといわれているが、交通事故を扱う警察や損害保険会社等、関係機関の理解が十分でないことにより、患者が保険金を受け取れないなど、不利な扱いを受けることがないよう、国が関係機関に対し適切な指導を行う必要がある。

<参考>

1 脳脊髄液減少症及びブラッドパッチ治療について

交通事故やスポーツなどによる衝撃で脳をおおう硬膜に穴があくと、脳と脊髄の周囲を循環している脳脊髄液が漏れて脳の位置が下がり、頭痛やめまい、吐き気などの症状が現れるもの。

患者本人の血液を注射し、血液凝固で髄液の漏れた場所をふさぐ「ブラッドパッチ療法」が有効とされる。

治療費約30万円（検査治療・入院費込み）、軽快率は1回の治療で約30%、複数回のパッチで60%～70%と言われている。

2 これまでの主な経緯

平成19年度	厚生労働科学研究費補助金事業として「脳脊髄液減少症の診断・治療の確率に関する研究」が採尺。（山形大学）
平成23年5月	厚生労働省研究班が画像部門の診断基準案を中間報告 →「外傷が契機になるのは、決して稀ではないことが明らかとなった」と結論づける
平成23年10月	厚生労働省研究班が「脳脊髄液漏出症画像判定基準・画像診断基準」を発表

13 福祉に関する基金の積み増し等と事業期間の延長について

《提案・要望の内容》

○障害者総合福祉法が施行されるまでの間、障害者自立支援法の円滑な実施を図るために、障害者自立支援特別対策臨時特例基金特別対策事業の事業期間を延長し、基金の追加配分を行うなど所要の財源措置を講じること。

※障害者自立支援対策臨時特例基金特別対策事業は、障がい者及び障がい児が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう支援するとともに、福祉・介護人材の育成・定着を支援することを目的として実施され、成果をあげている。

※当該特別対策事業は、平成23年度で終了することとされているが、平成25年度に障害者総合福祉法が施行されるまでの間、障害者自立支援法の円滑な実施を図るためには、引き続き事業所の基盤整備や事業運営の安定化に対する支援等が必要。

※平成24年度から始まる第3期鳥取県障害福祉計画を着実に推進するうえでも、基盤整備や事業運営の安定化に対する支援が必要であり、その財源の確保は喫緊の課題。

○介護基盤整備の円滑な実施を図るために介護基盤緊急整備等臨時特例基金の当県への追加配分、又は従来制度である地域介護・福祉空間整備等交付金の復活など、所要の財源措置を講じること。

※国経済対策として創設された現在の基金制度は平成23年度で終了となるが、平成23年度第四次補正予算要求作業の一環として、当該制度の一年延長の検討が行われていると聞いている。当県においては既に基金が底を付いており、仮に現行制度が延長になったとしても、平成24年度は介護基盤整備に係る補助制度がなくなる恐れがある。

※一方で、平成24年度から始まる第5期介護保険事業支援計画においても、着実に介護基盤の整備を図っていく必要があり、その財源の確保は喫緊の課題。

・今後の基盤整備計画

今年度、各市町村で策定作業を進めている第5期介護保険事業計画（計画年度：H24～26）においても、小規模多機能型居宅介護事業所、認知症グループホームなどについて、各市町村が地域密着型サービスの拠点として整備を図る予定。

<参考>

障害者自立支援対策臨時特例基金造成額	3, 276, 481千円
平成18～22年度執行済額	1, 845, 488千円
平成23年度執行見込額	1, 362, 108千円
差引残額	68, 885千円

介護基盤緊急整備等臨時特例基金造成額	1, 114, 054千円
平成21～23年度執行済額	1, 114, 053千円
差引残額	1千円

14 ふるさと雇用再生特別基金事業等の終了に伴う 激変緩和への柔軟な対応について

《提案・要望の内容》

○本県における雇用環境は、リーマンショック以降改善傾向にあったが、先般の東日本大震災、円高等の影響もあり、10月の有効求人倍率は0.63倍と2ヶ月連続で全国平均を下回るなど大きく落ち込み、さらに県内製造業最大手企業の再編計画により年末に向けて大量の離職者が見込まれるなど、一段と県内の経済、雇用情勢の悪化が懸念されるところであり、次の点に配慮すること。

- ・重点分野雇用創造事業は、第3次補正予算において震災等緊急雇用対応事業の実施による基金の積み増し等の拡充が実施されたところであるが、県内製造業最大手企業の再編計画により大量離職者が見込まれている本県の特殊事情から、更なる雇用のセーフティネットを図るためにも、平成23年度に終了予定のふるさと雇用再生特別基金事業を補完する規模の基金の積み増しを重点分野雇用創造事業に行うこと。
- ・また、同じく平成23年度で終了予定の緊急雇用事業は、平成23年度中に重点分野雇用創造事業の基金を早期に全額執行することが見込まれる場合は、緊急雇用事業の基金が活用できる取扱いとされているところであり、この取扱いを平成24年度に、重点分野雇用創造事業の基金が不足することが見込まれる場合に、平成23年度末で終了した後の緊急雇用事業の基金残額が活用できるよう柔軟な対応をすること。

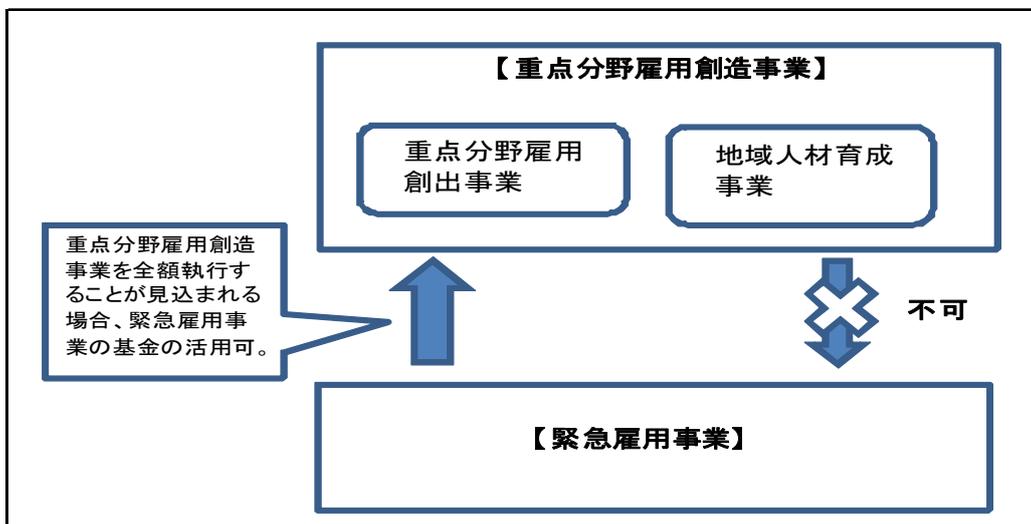
<参考>

○本県における平成24年度基金執行可能見込額と平成23年度計画額との対比

平成24年度基金 執行可能見込額 (A)	平成23年度計画額 (B)	充足率 (A)/(B)
2,715百万円	7,103百万円	38.2%

※ (A) は、第3次補正追加配分及び重点分野雇用創造事業に係る基金残額（見込み）の計 (B) には、ふるさと雇用再生特別基金事業分（23.4億円）を含む。

○事業間の配分変更の可否(平成23年度までの取り扱い)



15 高等技能訓練促進費支給期間の継続について

《提案・要望の内容》

○母子家庭の母が就業に役立つ資格を取得することを目的に、養成機関で修学する場合に支給する高等技能訓練促進費については、国の経済対策により、修学期間の後半のみであった支給期間が全期間に延長されたことから、支給対象者は飛躍的に増加し、母子家庭の自立の促進に多大な成果を上げているところである。
 ついては、平成24年度以降も引きつづき全期間を支給対象とすること。

※国では、平成21年6月から支給期間を「修学期間の後半の1/2（上限18月）」から修学期間の全期間に延長する措置を行った。（平成23年度末までに修業を開始した者）この結果、支給件数が期間を延ばす前（平成20年度）の3.8倍に増えている。また、資格取得者のうち就業に繋がった割合が約8割、さらに就業者の9割弱が常勤となっており、自立に繋がっている状況が伺える。
 当県においても、全国の状況と同じように、自立に繋がっている。

<参考>

○当県の実績

	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
支給件数 (前年から継続)	4 (0)	9 (0)	35 (3)	42 (20)
就職件数 (常勤者数)	3 (3)	6 (6)	10 (10)	9 (8)
資格取得者 内訳(人数)	4 准看護師(4)	6 看護師(2)、准看護師(3)、幼稚園教諭(1)	14 看護師(7) 准看護師(7)	11 看護師(1)、准看護師(8)介護福祉士(1)、保育士(1)

○高等技能訓練促進費事業の実績（全国）

(出典：厚生労働省雇用均等・児童家庭局調べ)

高等技能訓練促進費 事業実績

	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
支給件数	1,357件	2,099件	5,230件	7,969件
就職件数	1,071件	1,291件	1,332件	1,668件

高等技能訓練促進費 資格取得の状況(平成22年度)

	資格取得者数 (カッコ内は割合)	資格取得者のうち就業に結びついた人数			
			常勤	非常勤・パート	自営業・その他
看護師	896人 (42.6)	796人	763人	29人	4人
准看護師	1,007人 (47.9)	703人	580人	114人	9人
介護福祉士	50人 (2.4)	40人	34人	6人	0人
保育士	35人 (1.7)	30人	22人	8人	0人
作業療法士	26人 (1.2)	24人	23人	1人	0人
理学療法士	19人 (0.9)	18人	17人	0人	1人
歯科衛生士	23人 (1.1)	17人	14人	3人	0人
鍼灸師	7人 (0.3)	6人	1人	2人	3人
柔道整復師	6人 (0.3)	3人	1人	2人	0人
理容師	5人 (0.2)	5人	2人	3人	0人
その他	30人 (1.4)	26人	23人	2人	1人
合計	2,104人 (100.0)	1,668人	1,480人	170人	18人

16 木造公共施設への整備支援について

《提案・要望の内容》

- 公共施設の木造化を進め、県産材の一層の需要拡大を図るため、市町村等が県産材を活用して建築する木造公共施設の整備費助成に係る予算額を拡充すること。
- 平成23年度森林整備加速化・林業再生事業（3次補正）の本県への予算配分について、十分配慮すること。[国費50億円]

※木造公共施設整備は、県産材の需要拡大はもとより、県内林業・木材産業の活性化や経済波及効果、雇用創出効果も期待できるため、国の一層の支援を要望するもの。
 ※本県では、市町村が建築する幼保一体型施設をはじめ、多くの公共施設が木造で計画されているが、平成24年度の国予算では14億円しか要求されていない。
 ※国の4次補正で、木造公共施設整備助成の予算要求が検討されており、この予算化とともに、本県要望4億6千万円に対する十分な予算配分を期待。
 ※森林整備加速化・林業再生事業の3次補正予算について、復興木材も含めた県産材の安定供給体制の整備に向けて、間伐実施や林内路網整備、木材加工施設整備等を推進するため、約50億円を要望したところ。(国予算額 1,399億円)

<参考>

○木造公共施設の整備支援に係る要望状況

事業主体	施設の種類	構造・規模	事業費(千円)	要望額(千円)
三朝町	幼保一体型施設	木造平屋1棟	400,000	200,000
琴浦町	幼保一体型施設	木造平屋1棟	400,000	200,000
日南町	子育て支援施設	木造平屋1棟	120,000	60,000
合計		3棟	920,000	460,000

※三朝町長は、12月1日に、林野庁長官、次長、林政部長、木材利用課長に対して、国の支援を要望された。

○森林整備加速化・林業再生事業（3次補正）の要望内容

単位:百万円

区分	事業内容	要望額
間伐	4,567ha	1,000
林内路網整備(作業道等)	総延長310.7km	2,256
森林境界明確化	4,395ha	198
林業機械整備	高性能林業機械等30台	228
木材加工流通施設整備	乾燥施設等10件	1,203
木質バイオマス関連施設	木屑焚きボイラー等4件	97
地域協議会		60
合計		5,042

17 義務者不存在の廃止鉱山の鉱害防止事業の責務について

《提案・要望の内容》

○義務者不存在の廃止鉱山の鉱害防止事業について、全て国の責任と負担において実施すること。

※義務者不存在の旧岩美鉱山に係る坑廃水処理は、本県が事業主体となり、昭和55年から岩美町鉱害防止協会へ委託して実施しており、坑道等から流出する重金属（鉄、銅等）を含む強酸性（pH3.1）の坑廃水について処理を行っている。

しかしながら、坑廃水の流出は半永久的に継続するため、事業実施に係る経費負担が財政を圧迫する状況が続いている。

については、義務者不存在の廃止鉱山における鉱害防止の責務は基本的に国にあるとの認識に立ち、坑廃水処理も含め、鉱害防止工事は全て国の責任と負担において行うこととされたい。

また、これが実現するまでの間、県が実施する坑廃水処理を含めた鉱害防止工事に係る補助金については、地域の実態や当該処理施設の実情等を総合的に判断して、施設の持続的な運営管理に支障にならないよう幅広く補助対象として交付することとされたい。

<参考>

○旧岩美鉱山上部沈澱池における地滑り発生状況

- ・本年5月に隣接私有地で発生した地滑りにより沈澱池に土砂が流入し、坑廃水処理施設の安定的な運用に支障を来している。
- ・現在、地滑りの拡大を防止するための対策を検討しているが、当該箇所が私有地ということのみで、対策工事の補助対象該当可否が不明確となっている。



【地滑り前】



【地滑り後】

18 文化庁メディア芸術祭地方展の鳥取県開催等について

《提案・要望の内容》

- 平成24年度の文化庁メディア芸術祭地方展を鳥取県において開催すること。
- 第13回国際マンガサミット鳥取大会及び関連事業について、「地域発・イニシアチブ事業」等で支援すること。
- まんがやアニメに関する地域文化育成・人材育成に関する取組に対し支援すること。
- まんがやアニメの関連イベントの実施など、地域活性化の取組に対し支援すること。

※本県は、国際的にも活躍している水木しげる氏、青山剛昌氏、谷ロジロー氏をはじめ多数の漫画家を輩出していることから、「まんが王国とっとり」を掲げ、まんがをテーマとした観光客誘致に取り組んでいる。

※平成24年度の第13回国際マンガサミットの鳥取県開催が決定し、成功に向けて開催準備を進めているところ。

- ・開催日：平成24年11月7日（水）～10日（土）
- ・メイン会場：米子コンベンションセンター
- ・大会テーマ：「食」と「海」

※国際マンガサミット鳥取大会では、東アジア（日本・韓国・中国・香港・台湾・マレーシア・マカオ・フィリピン）を中心とした多くの漫画家が一堂に集まる予定。

※本県は、国際マンガサミット鳥取大会が開催される来年度を「まんが王国とっとり建国イヤー」と位置づけ、漫画・アニメの分野をクローズアップした取組を県内各地で実施し、地域文化のさらなる振興を図っていく。

＜参考＞

（2012年国際マンガサミット決定）



（まんが名場面MAP）



19 県・市共同設立公立大学に係る地方交付税措置について

《提案・要望の内容》

○平成24年4月に鳥取県及び鳥取市共同設立の公立大学として生まれ変わらせる鳥取環境大学について、他の県立大学と同等の地方交付税措置を行うこと。

※鳥取県及び鳥取市は、平成24年4月に鳥取環境大学を県、市共同立の公立大学として生まれ変わらせるよう準備、調整作業を行っている。

※この大学は県内唯一の公立大学として、実質的には県立大学と同等の運営を行っていくものであるため、他の県立大学と同等の地方交付税措置を行っていただきたい。

<参考>

○現在の公立大学への地方交付税措置の状況（平成23年度）

単位費用である文系の単価 243千円／学生一人当たり に補正係数を乗じて得られる。

- ・ 県立大学の理系学部に適用される交付税単価・・・1,832千円／学生一人当たり
- ・ 市立大学の理系学部に適用される交付税単価・・・1,499千円／学生一人当たり
(約2割程度、市立の方が低額)

○地方独立行政法人山形県・酒田市病院機構の例（平成23年度）

(※山形県と酒田市が共同設立)

- ・ 県と市に同額の交付税単価を適用 …… 594千円

○鳥取環境大学の概要

- ・ 平成13年4月、鳥取県と鳥取市が設立し、学校法人が運営する公設民営の大学として開学
- ・ 1学年の入学定員276人
- ・ 平成24年4月の公立化と併せて、現状の1学部4学科制から、環境学部環境学科と経営学部経営学科の2学部2学科制に変更するほか、海外に開かれた大学づくりなど魅力ある大学に向けた様々な改革を行っているところ。



20 国際航空路線等の拡充に伴うC I Q体制の確保について

《提案・要望の内容》

○地方における新規国際航空路線、国際チャーター便や外航クルーズ船の就航について、円滑な受入れを行うため、十分なC I Q体制の確保と空港、港湾への柔軟な配置を行うこと。

※本県では、山陰唯一の国際便である米子～ソウル便に次ぐ、将来の新たな国際定期便就航を睨んで、中国や台湾、ロシア沿海地方等東アジア地域をターゲットにインバウンド国際チャーター便の就航を働きかけ、本県への誘客を一層促進する。

※また、平成23年11月に設立されたアジア・クルーズ・ターミナル協会に境港が加盟するなど、アジア地域を中心とした、外航クルーズ船の誘致も積極的に行う。

※地方における国際航空便、外航クルーズ船の円滑な運航には、C I Q体制が十分に確保されることが不可欠。特に平成24年春には乗客2,000人級の大型クルーズ客船の寄港が予定されており、海外臨船入国手続きや人員体制確保による一層の円滑な手続きが急務。

※鳥取県内にあるC I Q各機関からは、現在国際定期便が就航している日・火・金・土曜日は国際チャーター便への対応が難しいと言われており、誘致活動への影響が懸念。

<参考>

1 平成23年度の国際定期便の運航状況 (平成23年11月末現在)

区分	路線・運航日	利用者数	利用率
空路	○米子鬼太郎空港～仁川国際空港（韓国）	(29,617)	(59.8)
	○毎週日・火・金曜日運航	21,018人	59.4%
航路	○境港～東海港（韓国）～ウラジオストク港（ロシア）	(27,035)	
	○毎週金・土曜日運航	15,510人	—

(注)平成23年4月から11月末までの実績、上段()書きは、平成22年度通年の数値。

2 平成23年度の国際チャーター便・外航クルーズ船の運航実績 (平成23年11月末現在)

区分	便数	運航実績
鳥取空港	6便	[航空便] 7・9月 台北、8月 ウラジオストク、9月 スイス、1・2・3月 台中
米子鬼太郎空港	10便	
境港	1便	[外航クルーズ船] 利利II（乗客100人）1回
計	17便	

(注)平成23年4月から11月末までの実績と平成24年3月末までの予定

3 平成24年度の国際チャーター便・外航クルーズ船の運航予定 (平成23年11月末現在)

区分	便数	主な運航計画
鳥取空港	10便	[航空便] 台湾、ウラジオストク、中国 など
米子鬼太郎空港	20便	[外航クルーズ船] ハーモニープリンセス（乗客1,000人）10回、コスタ・ヴェイリア（乗客1,928人）1回、利利II（乗客100人）4回 など
境港	15便	
計	45便	

※この他に中国からの航空便の誘致を進めているところ。